

インボイス登録申請について

全商連の質問に国税庁が解答！

「登録はあわてないで、ジックリ検討しよう！」

「来年3月末まででなく、9月末でも有効です！」

(11月28日付 商工新聞 1面に同様の記事掲載)

全商連(民商の東京の本部:全国商工団体連合会)は、11月17日付の連絡文章にて「インボイス登録申請に関する国税庁の回答と直面する対応を進める学習交流会の開催について」を発表しました。

これまで全商連は、「登録はあわてないで、インボイス中止を求めましょう」と呼び掛けてきました。業者団体やフリーランスなどが繰り広げる実施中止の取組みが、国会内では野党が議員連盟を立ち上げたり自民党税制調査会副会長(齋藤健・法務大臣)が「実施延期」に言及する状況をつくり出しています。

その上で今回の国税庁の回答を生かした対応として

- ① 会員の状況を踏まえつつ、来年の9月30日までに登録申請すれば実施期日に間に合う事を知らせる。
- ② 急いで申請しない事がインボイス中止に追い込む力になる事に確信を深め、「今、書き込むのは登録申請書ではなく、中止署名！」の立場で、署名・宣伝に取り組むこと。

Q: 9月30日に登録すれば、10月1日から登録番号が交付されるか? 税務署から番号取得するまでの期間はどうか?

A: 各国税局の登録センターが受け付けるが、郵送だと9/30の消印有効で10/1からの登録。番号取得までの間は、「従来の領収書」を渡し後日、「番号入り領収書」と差し替えてもらう。取引先に番号を通知してもいい

Q: 登録済の事業者について、10/1までに「取り下げる」ことは可能か?

A: 「取下げ書」(書式は決まっていない)を提出してもらえばよい。10/1以降は、「適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める旨の届出書」を提出する。

Q: 取り下げた後、再提出は可能か?

A: 可能です?

Q: 免税業者が申請する時、申請書に個人番号(マイナンバー)を未記載でも受け付けるか?

A: 法的記載事項であり、記入を求めている。しかし、記載がないことのみで収受しない事はない。

年末調整の準備を始めましょう!

毎月の給料に対する源泉所得税について、年末調整の時期が迫って来ました。12月分の給料が確定してからの実務になるので、年内にできる事業所と年始できない事業所があります。どちらにしても、自分の納付期限を確認した上で、早めの準備に心掛けましょう。

*納付期限 毎月納付の方 1月10日(火)
納付特例の方 1月20日(金)

*来所する前に必ず予約の連絡をお願いします。

*必要書類の忘れ物にチェック!

国保の支払った金額を調べる事、各種「控除証明書」
～生保、地震保険、国民年金の支払証明書等

年末融資の相談はお早めに!

いよいよ年末を迎えました。従業員への賞与等、この時期の特別な支払いの準備はいかがですか。相談希望の方は、お早めにご連絡下さい。



石油ファンヒーター譲って下さい!

皆様のご家庭で、使っていない石油ファンヒーターはありませんか? もしありましたらご連絡下さい。事務所で使用します。

年末・年始の事務所休業のお知らせ

民商事務所は、年末・年始について下記の日程で休業とします。よろしく申し上げます。尚、緊急の場合は、お近くの役員までご連絡下さい。

<年末> 12月28日(水) 仕事納め
29日(木)～4日(水)まで
お休みします。

<年始> 1月5日(木) 仕事はじめ